

## 長崎県福祉サービス第三者評価推進事業実施要綱

### 第1 目的

福祉サービス事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者評価機関が、専門的かつ客観的な立場から評価し、個々の事業者が事業運営における具体的な問題点を把握して、サービスの質の向上に結びつけるとともに、評価結果等が利用者の適切なサービス選択に資するための情報となることを目的とした福祉サービス第三者評価事業を推進する。

### 第2 事業の実施主体

長崎県

### 第3 事業内容

- (1) 第三者評価機関の認証に関すること
- (2) 第三者評価基準及び第三者評価の手法に関すること
- (3) 第三者評価結果の取扱いに関すること
- (4) 評価調査者の養成研修及び継続研修に関すること
- (5) 第三者評価事業に関する情報公開及び普及・啓発に関すること
- (6) 第三者評価事業に関する苦情等への対応に関すること
- (7) その他、第三者評価事業の推進に関すること

### 2 評価対象事業

別表のとおり

### 第4 事業の実施方法

第3に掲げる事業の実施方法については、別に設置する長崎県福祉サービス第三者評価推進会議の審議を経て決定する。

### 第5 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、長崎県が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成17年4月20日から施行する。

この要綱は、平成18年1月25日から施行する。

この要綱は、平成18年12月5日から施行する。

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

この要綱は、平成24年 9月1日から施行する。

この要綱は、平成27年 4月1日から施行する。

( 別表 )

長崎県福祉サービス第三者評価対象事業

- 認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）
- 小規模多機能ホーム（小規模多機能型居宅介護）
- 特別養護老人ホーム
- 養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム
- 訪問介護
- 通所介護
- 保育所
- 児童館
- 障害福祉サービス（障害者自立支援法に規定する生活介護・自立訓練（機能訓練・生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援（A型・B型）・障害者支援施設・共同生活介護・共同生活援助）
- 障害児入所支援（福祉型障害児入所支援・医療型障害児入所支援）
- 障害児通所支援（児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス）